

議案第五十九号

歳計剰余金の処分について

次のとおり昭和四十六年度一般会計歳入歳出決算において生じた剰余金の一部を、財政調整基金に編入することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十三条の二ただし書の規定により、本議会の議決を求めらる。

記

財政調整基金に編入する額 六百五十万円

昭和四十七年六月二十六日

三朝町長 坂出 雅 己

昭和四十七年六月廿六日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

